

1 導入

○本報告書は、過去のGGE報告書に基づき、またその評価と勧告を再度確認する。GGEは、OEWGにおける報告書のコンセンサス採択を歓迎する。

2 既存及び潜在的な脅威

○世界のデジタル化が巨大な機会を提供する一方で、悪意あるサイバー活動を巡る事案が増加。GGEは、多くの国家が軍事目的でICT能力を高めていることを強調。また、国家の悪意あるサイバー活動が他国の安定に影響を与える隠された情報キャンペーンを可能としていることに留意。

3 規範、ルール、責任ある国家の行動原則

○GGEは、新たな規範の追加の可能性を再確認し、適切な場合には、追加的に拘束力のある義務を将来的に検討する可能性に留意した。GGEは、2015年報告書に記載された11の規範について、追加的な理解を発展させた。

—アトリビューション: 被害国と嫌疑のある国は関係当局間で相談することが奨励される。被害国は、事案を評価する際に、堅固な事実を支えられた全ての側面を考慮にいれるべきである。

—自国領域の使用: この規範は、国家がその領域から国際違法行為が行われていると認識した際に合理的に実施可能で適切な手段を取るであろうという期待を反映している。この規範は、国家がその領域の中で他の国家や非国家主体に国際違法行為を行うためにICTを使うことを許容すべきでないとの理解を伝えている。

—人権の尊重: オンラインでもオフラインでも、国家はそれぞれの義務に従って、人権や基本的自由を尊重すべき。国家による恣意的な大規模監視はプライバシーをはじめとする人権に特に否定的な影響を与えるかもしれない。

—重要インフラの保護: 各国はそれぞれの優先順位に沿って何が重要インフラかを定める。重要インフラ保護のための適切な措置をとり、国家間協力を実施するなどの規範を実践することを通じ、保健、医療インフラを保護していくことの決定的重要性に対する認識がCOVID19によって高まった。

—ICTサプライチェーン: サプライチェーンの開放性を促進し、信頼性、安定性、安全性を確保するための合理的な措置として、リスク管理のための国内的メカニズムやICT機器のベンダーとサプライヤーによるグッドプラクティスの推進などが含まれる。

4 国際法

○ GGEは、過去の報告書における国際法に関する評価及び勧告、特に、国際法、特に国連憲章がICT空間の平和と安定の維持に貢献し、その促進のために適用されることを再確認した。

○ GGEは以下のとおり、過去の報告書の国際法の適用について追加的な理解を提案する。

—GGEは、国連憲章全体が適用されることを想起し、憲章で認められた国際法に整合的な措置をとることができる国家固有の権利と本件について更なる研究が必要であることに留意する。

—GGEは、国際人道法が武力紛争にのみ適用されることに留意し、人道性原則、必要性原則、比例性原則、区別原則の必要性といった国際的に確立された法的原則を想起する。

—GGEは、国家が国際法上帰属する国際的違法行為について国際的な義務を果たさなければならないこと、国家が代理を使って国際違法行為を行わせてはいけないこと、国家が、非国家主体が国際違法行為を行うためにその領域を使わせないように求めるべきことを再確認。

○GGEのマンデートに従い、サイバー空間への国際法の適用に関する各国の自発的な見解は、公式文書にまとめられ、国連軍縮部のウェブサイトに掲載される。

5 信頼醸成措置

○透明性及び予測可能性等を促進し、誤解及び紛争リスクの低減に寄与する。また、これらの取組は、国の関与を必要とし、地域、国連等の支援も重要。

○具体的には、緊急事態のための連絡先(PoC)交換、二国間、地域及び他国間での対話・協議、事案に関する情報及び教訓、国家戦略等の共有による透明性の確保に関する取組みが重要。

6 能力構築

○民間企業、学术界、技術コミュニティ等を含む、マルチステークホルダーによる取組みを通じて、ICTの利用における責任ある行動を行うための能力を確保することが重要。

○そのため、国家政策の策定と実施、CSIRT能力の強化、重要インフラの強靱性、事案対処能力、人材育成、国際法の適用についての共通理解、行動規範の実施等の支援が重要。

7 結論及び今後への提言

○今後の課題は、二国間、地域間、マルチのレベルの協力強化、規範や各国の実践・国際法の適用についての情報交換、能力構築における国際協力の推進等。

○GGGEは、新OEWGを含む国連の下での交渉プロセスの継続を奨励する。

○GGGEは、国家の責任ある行動を進めるための行動計画(POA)を含む様々な計画に留意する。POAは、新OEWG等において、更に議論されるべき。